

第12回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議
(新型インフルエンザ等対策本部会議) 議事録

日時：令和2年5月14日(木) 21:00～21:22

場所：第三応接室

○坂本危機管理局次長

ただいまから、第12回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議(新型インフルエンザ等対策本部会議)を開催いたします。

本日の手話通訳者は、障害福祉課 手話通訳者 山上美紀さんと、障害福祉課 主査 長尾和歌子さんです。

はじめに、これまでの対応状況等につきまして、統括調整部長から説明がございます。

○貝守統括調整部長

令和2年5月14日、青森県危機対策本部、右上に書かれております資料を御覧いただきたいと思っております。

本日の対策本部の開催趣旨ではありますが、新型コロナウイルス感染症緊急事態措置実施区域からの解除及び政府の基本的対処方針の変更を踏まえた対応の確認。そして、新型コロナウイルス感染症対策に関する青森県対処方針の変更について報告のため開催するものであります。

2番目の発生状況等については、健康福祉部から後ほど説明があります。

3、県の対応ではありますが、2ページをお開きいただきまして、(2)対策本部、各部の対応であります。アンダーラインが引かれているところが前回の本部会議からの追加変更になった部分ではありますが、5月の補正予算案に関するものが主であります。後ほど御確認をお願いしたいと思います。

私からは以上です。

○坂本危機管理局次長

続いて、感染の状況等につきまして、健康福祉部長から説明がございます。

○有賀健康福祉部長

発生状況について御報告いたします。

前回の会議から、5月7日に判明した27名からは新しい感染者はおりません。

入院状況、退院状況ですけれども、27名のうち21名が既に退院しております。

検査の実施状況ですが、5月13日時点で784件行っております。

相談センターの相談件数は別紙のとおりでございます。

以上です。

○坂本危機管理局次長

国の基本的対処方針及び県の対処方針等の変更につきまして、統括調整部長より説明がございます。

○貝守統括調整部長

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更という文書が一番上でございます。

1枚めくっていただきますと、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針、令和2年5月14日変更、国の基本的対処方針がございます。

内容について、簡単に説明したいと思います。

6ページを開いていただきたいと思います。6ページの真ん中より下であります。緊急事態措置を実施すべき区域の判断にあたっては、これまで基本的対処方針においても示してきたとおり、以下の3点に特に注目した上で総合的に判断する必要があるとして、その3点というのが感染の状況、そして医療提供体制、監視体制の3つであります。

7ページの真ん中、少し下でございますけれども、以上を踏まえて総合的に判断したところ、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県については、直近1週間の累積報告数が10万人当たり0.5人以上であることなどから、引き続き特定警戒都道府県として、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組みを進めていくとしております。

上記以外の39県、本県も含まれますが、39県については、緊急事態措置を実施すべき区域としないこととなるが、これらの地域においても、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があるとともに、感染の状況等を継続的に監視し、その変化に応じて迅速かつ適切に感染拡大防止の取組みを行う必要があるとされております。

11ページからが、新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項であります。

14ページからが、まん延防止の取組というふうなことになります。

14ページの下から、特定警戒都道府県は、というふうなこと。

そして、15ページの②のところでは、特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、というふうなことで本県のところは、関係するところは20ページになります。

20ページの6)ですが、緊急事態措置の対象とならない都道府県における取組等、本県がこれに該当しますが、①として、緊急事態措置の対象とならない都道府県は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。

その際、緊急事態宣言の期間中は、緊急事態措置を実施すべき区域が一部残っていること等を踏まえ、自粛要請等の緩和及び解除については、慎重に対応するものとするとしております。

ポツの1つ目、ここが「新しい生活様式」の定着、そして「新しい生活様式の実践例」等について住民に周知を行うこと。

2つ目のポツが、不要不急の帰省や旅行など、特定警戒都道府県をはじめとする相対的にリスクの高い都道府県との間の人の移動は、感染拡大防止の観点から避けるよう促すとともに、これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある場についても外出を避け

るよう呼びかけること。

次のポツが全国的かつ大規模な催し物。そして、その下が事業者の感染防止、感染拡大防止のための取組というふうな内容になっております。

21ページの上、最後のポツですけれども、これまでにクラスターが発生しているような施設や「三つの密」がある施設についての取組が示されております。

国の基本的対処方針の説明については以上であります。

次の綴り、新型コロナウイルス感染症に関する青森県の対処方針、本日、変更するものでございます。記の下、現在の状況であります。政府の基本的対処方針においては、特定警戒都道府県以外の県においても、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があるとともに、感染の状況等を継続的に監視し、その変化に応じて迅速かつ適切に感染拡大防止の取組を行う必要があるとされていることから、本県においても引き続き感染拡大の防止に万全を期していく必要があるとしております。

基本目標、重点対策、全般的な方針については変更がございません。

2ページ、お開きください。

5、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請の内容でございます。

5月15日から青森県全域を対象に「あらゆる場面で「3つの密」を避ける」等の協力を要請するというふうなことで、別紙に内容をまとめております。

5ページが別紙となります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請の内容であります。

区域は青森県全域、期間は令和2年5月15日から。

実施内容であります。協力要請の内容自体は変わっておりませんが、これまでは、特措法の緊急事態措置として、県民の皆様へ協力を要請してきた事項につきまして、緊急事態措置としてではなく、特措法に基づく協力の要請として継続することとしております。

この際、協力を要請する対象、それが県民等なのか、事業者等なのか、イベントの主催者なのか分かるように記述、記載しております。

なお、表の下、※印のところでございますけれども、補足として、まず、その他の部分の一番上の不要不急の帰省や旅行などのところでございますけれども、ここにつきましては、お仕事等により特定警戒都道府県以外の都道府県へ移動する場合にあっては、移動先の感染拡大防止に係る協力要請の内容に応じ、自制的な行動をお願いします。

そして、2つ目の〇のところにて特定警戒都道府県から移動してきた方を、というふうなところでございますけれども、お仕事等により、特定警戒都道府県以外の都道府県から移動してきた方は、本県のソーシャルディスタンスの取組に協力をお願いするというふうにしております。

続きまして、新型コロナウイルス感染症に係る県主催イベント、行事等の開催の考え方と開催時における対策について、というふうなペーパーがございます。

これまでは、特定の方が集まる県主催のイベント、行事等の場合は、3密が同時に重なる場でないかと判断できる場合は、感染防止対策を実施した上で開催するとしてきたところでありますが、緊急事態措置を実施すべき地域から解除された後に比較的少人数のイベント、行

事等については、原則として3密の発生と共に大声での発生、歌唱や声援、または近接した距離での会話等が想定されない時には、適切な感染防止対策を実施した上で開催するというふうに変更しております。

なお、この内容は5月4日付けの内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長名で各都道府県に発出された緊急事態措置の維持及び緩和等に係る文書で示されたイベントの制限の解除の考え方に基づくものでございます。

私からの説明は以上です。

○坂本危機管理局次長

ここまですべて、各部署から何か発言はございますでしょうか。

ないようですので、本部長からの指示事項と県民へのメッセージがございます。

○三村本部長

まず、指示事項でございます。

先ほど、統括調整部長から報告がございましたとおり、本日、政府対策本部において、緊急事態宣言の内容が変更され、特定警戒都道府県5県及び本県を含む特定警戒都道府県以外の34県が実施区域から解除されました。

これに伴う県の対応として、これまでの緊急事態措置と同様の内容について、引き続き県民の皆様方に御協力をお願いすることといたしました。

「3つの密」を避けることの徹底、人混みを避ける、人との適切な距離を保つなど、ソーシャルディスタンスの考え方に基づく取組を日常生活の中に取り入れていただくよう、あらゆる機会をとらえ、効果的なPRに努めてください。

また、新型コロナウイルス感染症により県庁の機能が麻痺する事態は絶対に避けなければならないところであり、県の業務を進める上での感染拡大防止対策について、持続可能な形で一部を見直した上で、以下により実施することについての指示をいたします。

1つとして、人と人との接触低減の観点から、適切な庁舎管理体制をとるとともに、テレワーク、時差出勤等を引き続き推進するほか、必要に応じてBCPを踏まえた業務工程や業務配分の見直し等を行うこと。

2つとして、首都圏など8つの特定警戒都道府県への出張は、緊急やむを得ない場合を除き実施しないこと。また、その他の県への出張については、不急の出張はできるだけ見合わせることも、出張が必要な場合にあっては、移動先の感染者発生状況等を踏まえ可否を判断すること。

3つとして、県内における出張・会議等については、極力、書面や電話等により代替すること。会議等を開催する場合にあっては、密閉、密集、近距離での会話等といった「3つの条件が同時に重なる状況」を避けるとともに、それぞれの「密」についても低減を図ること。

4つとして、職員の同居家族に特定警戒都道府県からの移動者がいる場合は、職員自身も健康観察を実施し、感染が疑われる症状がある場合には、自宅にて待機するとともに「帰国者・接触者相談センター」に事前に連絡をすること。

5つとして、緊急事態措置の実施区域の解除を受け、今後、徐々に地域間の往来が増加していくことも見込まれることから、状況変化を的確に把握の上、必要となる対策については迅速に検討実施すること。

6つとして、休館している県立施設等については、青森県対処方針に掲げる協力要請の内容及び「県主催のイベント、行事等に係る考え方と開催時における対策」の内容等を踏まえ、適切な感染防止対策の実施を前提に、適宜、再開の方策を検討すること。

以上が業務上の感染防止対策となります。

今般、緊急事態措置の実施区域から解除されたところでありますが、本県の感染リスクが無くなったわけではなく、今後とも新型コロナウイルス感染症の動向に最新の注意を払い、緊張感を持って取り組んでいかなければならないと思うところであります。

引き続き全職員一丸となり、全庁体制で取り組むようよろしくお願いいたします。

続きまして、県民の皆様方にお話させていただきます。

新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中、医療関係者の皆様、介護・福祉施設等の関係者の皆様、そして、各保健所等で防疫・検査業務を実施している方々には、最前線において日夜、必死に御対応いただいているところでございます。

県民を代表して、改めて感謝申し上げますとともに、心より応援申し上げる次第であります。

また、こうした方々を支えてくださっておる御家族の皆様方をはじめ、多くの方々に対しましてもお礼申し上げますところであります。

県では、これまで新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて、様々な広報媒体等を活用しながら、感染防止対策、各種支援制度、各事業者の安全対策の周知など情報発信に取り組んできたところでございます。

新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中、県としては、こうした情報発信の取組の強化を図り、感染防止対策に関する正しい知識の普及、感染者やその御家族への誤解や偏見に基づく差別が生じないような配慮、医療、介護、福祉をはじめ県民生活を最前線で支える方々への感謝などの気運を盛り上げ、県民一丸となって、この厳しい状況を乗り越えていくため、「あおもりオベーション」という新たなプロジェクトを展開することとし、これに合わせてロゴマークもこのように設定いたしました。

「オベーション」は、御承知のとおり、拍手、喝采といった意味がございます。このロゴマークも拍手する手をイメージしており、色は心の栄養、ビタミンカラーの黄色と、青森県の青い森を象徴する緑の2色といたしております。

このプロジェクトを通して、県民一人ひとりがお互いを思いやる心を持ち、感謝と応援の気持ちをつなぎ、支え合いながら、ふるさとあおもりを守っていきたいと考えておりますので、何卒、県民の皆様方の御理解、御協力を併せてお願いを申し上げます。

さて、政府対策本部においては、本日、緊急事態宣言の対象となる区域を変更したところであり、これにより、特定警戒都道府県5県及び、特定警戒都道府県以外の34県については、緊急事態措置を実施すべき区域から解除されたところであります。

本県におきましては、これまで27例の新型コロナウイルス感染症患者が発生しておりますが、そのうち21例の方々既に退院をしており、現在のところ地域において感染がまん延している状況にはなく、当面の封じ込めがなされている状況でございます。

また、これまで、PCR検査体制の増強、感染症患者の受入病床の増床や、軽症者等の宿泊療養施設の確保に取り組んできたところであり、検査体制・医療提供体制は、着実に充実が図られてきております。

しかし一方、全国的には、依然として新規感染患者は発生し続けており、また、感染拡大が収束した後、再び感染が拡大するといった事例も見られるなど、今後起こるやもしれない、第2波、第3波の到来にも備えておく必要があると考えてございます。

このことから、県民の皆様方には、引き続き「3つの密」を避けることの徹底、人ごみを避ける、人との適切な距離を保つなど、ソーシャルディスタンスの考え方に基づく取組を日常生活の中に取り入れていただくことなどについて、御協力をお願いしたいと考えているところであります。

また、お店などでソーシャルディスタンスに取り組むことは、来店するお客様の安心感の向上につながるものでありまして、事業者の皆様方におかれましては、それぞれの業態に応じて工夫をしていただきながら、この取組を進めていただきたいと思います。

新型コロナウイルスへの対応は、息の長い取組が必要となりますことから、県では、この度、ソーシャルディスタンスの取組の核となる「人と人との適切な距離をとること」これを分かりやすくお伝えするキャッチフレーズとロゴマークを定めたとところでございます。

「離れるやさしさ ～あなたへのおもいやり～」、この合言葉の下に、県民の皆様方とともに、ソーシャルディスタンスの取組を推進していきたいと思っております。

今般、緊急事態宣言の対象から青森県は外れましたとはいえ、本県の感染リスクがなくなった訳ではございません。

県としては、引き続き、新型コロナウイルス感染症の動向に細心の注意を払い、緊張感を持って取り組んでまいります。

一方において、今後、県内経済の循環というものを取り戻していくためには、感染拡大防止のための行動変容が日常生活の中に定着していくことが前提となるわけでありまして。

私といたしまして、この難局を県民の皆様方とともに乗り越えていきたいと考えております。特段の御理解、御協力を、県民の皆様方にはお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○坂本危機管理局次長

以上をもちまして、本日の危機対策本部会議を終了します。

ありがとうございました。